

発表事項

1 支払基金改革の進捗状況等

2 特別審査委員会審査対象レセプトの改正

3 被用者保険等医療費の動向（令和4年4月～6月診療分 医科・歯科・調剤及び医薬品）

4 令和4年8月審査分の審査状況

5 令和4年9月審査分の特別審査委員会審査状況

特別審査委員会審査対象レセプトの改正

経過

特別審査委員会審査対象レセプトについては、支払基金業務効率化・高度化計画（平成29年7月4日）を踏まえ、令和4年9月30日付け厚生労働省告示第307号をもって見直された。

改正内容

- 入院に係る医科診療報酬明細書のうち合計点数（心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定保険医療材料に係る点数を除いた合計点数）が38万点（特定機能病院及び臨床研究中核病院※にあっては35万点）以上のものに拡大 【下線部が変更箇所】

※特定機能病院…高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院

臨床研究中核病院…日本発の医薬品・医療機器の開発に必要な高い臨床研究を推進するため国際水準の臨床研究等を担う病院
（現時点において臨床研究中核病院（14機関）は特定機能病院（87機関）と重複の厚生労働大臣承認：内訳は資料1）

- 漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書（投薬料の点数が4千点以上のもの）を廃止

適用日

- 令和4年10月1日（10月診療分（11月審査））～